

平成13年第3回藤岡市議会定例会会議録(第3号)

平成13年6月14日(木曜日)

議事日程 第3号

平成13年6月14日(木曜日)午前10時開議

第1 議会運営委員会経過報告

第2 諸報告

第3 議案第45号 藤岡市建築協定に関する条例の制定について

議案第46号 藤岡市建築基準法関係手数料条例の制定について

第4 陳情第1号 輸入の急増によって価格が暴落しているあらゆる農産物のセーフガード発動を
求める陳情

第5 報告第13号 専決処分の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

第6 議案第50号 備品購入契約について

第7 議案第51号 備品購入契約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番	三好徹明君	2番	金井壽君
3番	冬木一俊君	4番	松本啓太郎君
5番	反町清君	6番	片山喜博君
7番	金子勝治君	8番	佐藤淳君
9番	茂木光雄君	10番	笠原史嗣君
11番	斉藤千枝子君	12番	坂本忠幸君
13番	木村喜徳君	14番	青柳正敏君
15番	青木寛君	16番	新井雅博君
17番	針谷賢一君	18番	山田一友君
19番	塩原吉三君	20番	中村菊雄君
22番	大戸敏子君	23番	吉田達哉君
24番	久保信夫君		

欠席議員（1人）

21番 川野盛幸君

説明のため出席した者

市長	塚本昭次君	助役	柵木孝君
収入役	星野知平君	教育長	岡田要君
企画部長	田中信一君	総務部長	新井千文君
市民環境部長	塚越正夫君	健康福祉部長	中易昌司君
経済部長	中野秀雄君	都市建設部長	須川良一君
上下水道部長	荻野廣男君	教育部長	斎藤稔一君
監査委員			
事務局長	小野里英一君		

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳孝之	事務局次長	田島均
課長補佐兼 議事係長	宮澤正浩		

午前10時28分開議

議長（木村喜徳君） 出席議員定足数に達しました。

これより本日の会議を開きます。

第1 議会運営委員会経過報告

議長（木村喜徳君） 日程第1、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長針谷賢一君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 針谷賢一君登壇）

議会運営委員会委員長（針谷賢一君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により、本日、議会開議前に委員会を開催し、本日の日程と追加されます議案の取り扱い方法について協議したのであります。

追加されますものは報告1件と市長提出議案2件であります。この取り扱いについては日程表にもありますように日程第1、議会運営委員会経過報告終了後、日程第2、諸報告、日程第3、議案第45号、議案第46号と日程第4、陳情第1号の3件については経済建設常任委員会に付託されておりますので、議案及び陳情の審査報告を常任委員長から報告願った後、質疑、討論、採決を願います。日程第5、報告第13号については単独上程、報告のみとし、日程第6、議案第50号、日程第7、議案第51号の2件については単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決していただくことに決定いたしました。

以上で議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（木村喜徳君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。ただいま報告のありましたとおり、今後の議事運営を行いますのでご了承願います。

第2 諸報告

議長（木村喜徳君） 日程第2、諸報告をいたします。

三好徹明君から平成13年6月11日付で前橋地方裁判所高崎支部へ口頭弁論出頭のため、本日の議会には出席できない旨の届け出が議長宛に提出されておりますので、ご報告いたします。

第3 議案第45号 藤岡市建築協定に関する条例の制定について

議案第46号 藤岡市建築基準法関係手数料条例の制定について

議長（木村喜徳君） 日程第3、議案第45号藤岡市建築協定に関する条例の制定について、議案第46号藤岡市建築基準法関係手数料条例の制定について、以上2件を一括議題といた

します。

経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。委員長青柳正敏君の登壇を願います。

(経済建設常任委員会委員長 青柳正敏君登壇)

経済建設常任委員会委員長(青柳正敏君) ご指名を受けましたので、去る6月5日の本会議において経済建設常任委員会に付託されました議案2件に対する審査の概要と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は6月6日、市長、助役、関係部課長並びに政策調整官の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したものであります。

議案第45号藤岡市建築協定に関する条例の制定について報告申し上げます。

本条例の目的は建築基準法第69条の規定に基づき、建築協定に関し必要な事項を定め、区域を指定し、良好な住宅環境を保全し、利便を高度に維持、増進する等、建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するために条例の制定をするものであります。

質疑の主なものについて申し上げます。今まで藤岡市に建築協定はなかったのか、また結ぶことによって生まれる効果について伺いたい。今までありませんでした。協定を結ぶことにより住宅地の環境を良好に保つために建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、緑化、塀の高さ、盛土の高さ、建ぺい率制限、容積率や住宅地内での商業的規制等、多岐にわたり住民が合意すれば建築基準法の中でいろいろ決めることができるのとのことでした。

建築協定締結の対象について伺いたい。新規に団地をつくる場合、協定を結びやすく、区画整理する場合、沿道区画整理等が対象となるとのことでした。

最近、建築協定が結ばれた街区が近くにあれば伺いたい。確認はしていないが吉井町で昭和52年12月議会で制定しており、南陽台の住宅を分譲するときに西武鉄道が吉井町へ建築協定を出しているのではないかとのことでした。

市が建築協定を締結させるための働きかけをするのか伺いたい。関係する地主、地域、区域より指導要請があれば積極的に指導は考えているとのことでした。

建築協定を結ぶと将来永劫にこれを変えられないのか、また締結に必要な人数について伺いたい。一部変更については全員の合意がないと変更できない。廃止については過半数の意見で廃止できます。協定が結ばれると土地の所有者、借主で、そこに建築した人は協定書に縛られるとのこと。また、締結には全員の賛成が必要である。また、今回住宅供給公社から建築協定を結びたいとの要望が市にあり、この地区が旧グンサンのあった準工業専用地域であり、乱開発を防止し、良好な住宅環境を保全するために建築協定の締結をしたいので、建築協定を受け入れる条例を制定してほしいとのことでした。

建築協定の案は出ているのか伺いたい。まだ正式にこの条例ができていないので、正式

には住宅供給公社からは出ていません。この条例はあくまで手続きを決める条例とのことでした。

6月1日号広報に住宅供給公社の売り出し案内が載ったが、建築協定が結ばれる予定との記事があったが、議決前に載ることへの見解を伺いたい。建築協定ありということで載せてあり、大変申しわけありませんでしたとのことでした。

委員から次の意見がありました。議案第45号藤岡市建築協定に関する条例の制定については、新しい住宅団地を造成するときに快適な住環境を保つために、新たに藤岡市建築協定に関する条例については、原案どおり採決すべきとの意見がありました。

以上、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第46号藤岡市建築基準法関係手数料条例の制定について報告申し上げます。

この条例は地方自治法第227条の規定に基づき、建築基準法の規定により事務手数料の徴収に関し、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

質疑の主なものについて申し上げます。特定行政庁単位で金額が違うのか伺いたい。基本的に市独自で値段が変わっても構わないが、県内6市と群馬県も同じ金額であるとのことでした。

建物の完了検査員の体制を伺いたい。1級建築士が1人、今年建築学科を出た者が1人、課長、係長を含め計4人で主事は2人が資格を持っているとのこと。この4人で年間約350件の審査をして、竣工検査の申請があれば完了検査に伺いますとのことでした。

手数料を特別の理由があると認めるときは、市長は還付、減額、免除をすることができるとあるが、どのようなときか伺いたい。還付については記載事項に間違いが認められた場合で、減額については今回のように住宅を建築することを目的とする公益法人が確認申請を出す場合は2分の1に減額します。免除については災害により6カ月以内に確認申請を出す場合であるとのことでした。

委員から次の意見がありました。議案第46号藤岡市建築基準法関係手数料条例の制定については、住民に対してよりきめ細かく市民サービス、あるいは地域の配慮が求められることでもありますので、原案のとおり賛成したい旨の意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして本委員会に付託を受けました議案2件に対する審査の概要と結果について報告を終わります。

議長（木村喜徳君） 経済建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

議案第45号藤岡市建築協定に関する条例の制定について、委員長報告に対し質疑に入

ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしました
と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第45号藤岡市建築協定に関する条例の制定について、
委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を
求めます。

(賛成者起立)

議 長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されまし
た。

議案第46号藤岡市建築基準法関係手数料条例の制定について、委員長報告に対し質疑
に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした
と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第46号藤岡市建築基準法関係手数料条例の制定につい
て、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起
立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって議案第46号は原案のとおり可決されました。

第4 陳情第1号 輸入の急増によって価格が暴落しているあらゆる農産物のセ ーフガード発動を求める陳情

議長（木村喜徳君） 日程第4、陳情第1号輸入の急増によって価格が暴落しているあらゆる農産物のセーフガード発動を求める陳情を議題といたします。

経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。委員長青柳正敏君の登壇を願います。

（経済建設常任委員会委員長 青柳正敏君登壇）

経済建設常任委員会委員長（青柳正敏君） ご指名を受けましたので、去る6月5日の本会議において経済建設常任委員会に付託されました陳情1件に対する審査の概要と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は6月6日、市長、助役、関係部課長並びに政策調整官の出席を求め委員会を開催し、慎重審査したのであります。

陳情第1号輸入の急増によって価格の暴落しているあらゆる農産物のセーフガード発動を求める陳情についての審査報告を申し上げます。本陳情は群馬農民連藤岡支部代表小野里邦夫氏より提出されたものであります。陳情の趣旨については、4月23日発動した暫定セーフガードでは輸入数量の制限ができないため、一日も早く一般セーフガードを発動するため、農産物のセーフガード発動に向けた調査と調査が開始できる体制を確立し、セーフガード発動の条件を狭めている関税定率法の改正を求め、急増する輸入農産物から国内農業を守り、食料の安全と安定供給を守るための陳情であります。

質疑の主なものについて申し上げます。暫定セーフガード、一般セーフガード、特別セーフガードの違いについて伺いたい。暫定セーフガードと一般セーフガードについてはWTOのセーフガードに関する協定に基づき、関税定率法の中で実行されるものとのことで、暫定セーフガードの場合、200日以内に調査を行い、きちんとした証拠、あるいは根拠をWTOに示す義務を負い、これが立証されないと徴収した関税を還付する義務を負うとのことであります。一般セーフガードは所定の手続きのもと、相手国より報復措置があったり、補償の代償を求められるような場合があるとのことです。また、特別セーフガードはWTOの農業に関する協定で定められた発動権なので、報復や補償の代償といった措置はないとのことでした。

一般セーフガードについては輸出国（利害関係国）に対し、補償措置をとる努力をするとなっているが、どのようなことが伺いたい。当該農産物以外の輸入品についての関税で調節し、補填をしていくもので、農産物に限らず他の輸入品の関税率の引き下げで補填をしていくとのことで、一般セーフガードを発動すると日本の他の産業にも影響を与えるとのことでした。

3品目の暫定セーフガードが発動された本市や県に与えた影響を伺いたい。長ネギについては7月中旬頃に制限枠を超え25.6%までの関税率がかかるので、生産価格は上がると予測でき、シイタケについても同様と思われるが、消費者は高いものを買わされるよう

になるとのこと。また、全国的な農業振興になるとのことでした。

昨年6月の定例会で審査された「激増する農産物の緊急輸入制限の発動を求める意見書の採択を要請する陳情」との違いについて伺いたい。昨年のはセーフガードの発動を要請する陳情で、今回はそれによって発動した暫定セーフガードを一般セーフガードに格上げしてほしいこととセーフガードを発動するための調査機関を設けていただきたいという2点のことでした。

県内に大きな打撃を与えているが、県議会や県内自治体の対応について伺いたい。昨年6月時の資料では県は採択しており、市町村は51議会が陳情を採択しておりますが、今回の陳情については藤岡市だけとのことでした。

関税定率法というものはどういうものか。また、アメリカ、韓国のセーフガードの調査体制と報復措置について伺いたい。関税定率法は関税を課するための実体規定であり、課税物件だとか課税標準、その税率を定めるほか、便宜関税とか今回の緊急関税が一般セーフガードや暫定セーフガードに当たるわけです。そのほか報復関税等、法律的な根拠を明らかにしたものが関税定率法であり、なお今回の暫定セーフガード発動は、関税定率法第9条に沿ったものとのことでした。調査体制につきましては両国とも国で専門スタッフ制度が確立している。アメリカは約365人、韓国は50人体制で当たっているとのことでした。また、対抗措置については中国が現在検討しているという報道があるとのことでした。

藤岡市内に専業農業者は何人ぐらいいるのか伺いたい。専業農業者は370人弱とのことでした。

陳情は調査機関をつくっていただけるよう国に働きかけをしてほしいということが一番重要課題としているようだが、これでよいのか伺いたい。そのとおりとのことでした。

委員から次のような意見がありました。国内の農産物の自給率を高め、自立できる農業を考えると生産者保護等も必要だが、現在、暫定で最大200日間のセーフガードが適用されているので、もう少し結果を見極めてからでもよいと思われるので、陳情の趣旨は十分理解できるので、今の現状からすれば趣旨採択が適当ではないかとの意見が出されました。慎重審査の結果、賛成全員をもって趣旨採択すべきものと決定しました。

以上をもちまして本委員会に付託を受けました陳情1件に対する審査の概要と結果について報告を終わります。

議長（木村喜徳君） 経済建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。

いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。陳情第1号輸入の急増によって価格が暴落しているあらゆる農産物のセーフガード発動を求める陳情について、経済建設常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立多数であります。よって、経済建設常任委員会委員長の報告のとおり決しました。

第5 報告第13号 専決処分の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

議長(木村喜徳君) 日程第5、報告第13号専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)を議題といたします。

報告を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 報告第13号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により、議会において特に指定された事項として専決処分したことについて、同法第180条第2項の規定に基づきご報告するものであります。

内容につきましては平成13年5月7日、午後5時30分頃藤岡市本郷881番地の市営本郷団地駐車場において、側溝に車輛のタイヤが乗り上げたところ、側溝のグレーチングが跳ね上がり車輛側面に損害を与えました。その車輛物損事故にかかわる賠償金の額を定めることについてでございます。なお、損害賠償金につきましては全額住宅施設賠償責任保険で充当いたしますので、あわせてご報告するものでございます。

以上、まことに簡単であります。ご報告にかえさせていただきます。

議長(木村喜徳君) 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

吉田達哉君。

23番(吉田達哉君) 報告第13号専決処分の報告についてということで何点が質問させていた

だきます。

損害賠償の額は13万1,890円、それも保険で全部賄うということで聞いたのですが、この赤穂さんの車の全体的な修理代というのはどのくらいなのでしょう。この13万1,890円が全額なのでしょう、その辺について伺いいたします。

議長（木村喜徳君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

全体の修理額をこの藤岡市の負担分と保険屋さんの負担分の関係でございますけれども、藤岡市全体の責任として100ゼロでございます。

以上です。

議長（木村喜徳君） 吉田達哉君。

23番（吉田達哉君） 100ゼロということで一方的に藤岡市側の過失が認められたということなのですが、このグレーチングが跳ね上がるということは、結構スピードを出して側溝に乗り上げたりだとかしないと通常でもあまり跳ね上がるということは想像できないのですが、側溝のグレーチングが伏せてある所が何らかの形で壊れていたというか、石が挟まっていたはね上がったというか、どういう状況ではね上がって、それが藤岡市の全額につながったのか、その辺がもしわかったら結構なのですけれども、教えていただきたいと思います。

議長（木村喜徳君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 2回目ですので自席から答弁させていただきます。

このグレーチングが跳ね上がった状況でございますけれども、グレーチングがかかっている側溝の部分、乗り入れる所が幾らか勾配があります。その勾配を乗り越えて側溝に乗る場所、そこから駐車場になっているわけです。そのU字溝のふたなのですけれども、グレーチングが後からかけたもので、その時点で藤岡市がかけたわけなのですけれども、U字溝のあごが一部ないのです。その一部ない所にそのままかけてあった、そういうことでいろいろ普通の点検等でも見受けられなかった、気がつかなかった、そういう場所です。一部あごがないためにそこにちょうどタイヤが乗ったので反対側が跳ね上がった。それで乗用車の底とドア、これを破損したということでございます。

以上です。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
以上で報告第13号について報告を終わります。

第6 議案第50号 備品購入契約について

議長(木村喜徳君) 日程第6、議案第50号備品購入契約についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

(企画部長 田中信一君登壇)

企画部長(田中信一君) 議案第50号備品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第8号及び藤岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。本年11月3日から11日まで、群馬県において第16回国民文化祭が行われ、藤岡市では全国太鼓フェスティバルを開催いたします。このほど購入をお願いする太鼓は、主にこの全国太鼓フェスティバルに参加する藤岡市民太鼓が練習並びに本番で使用するほか、フェスティバルに参加する県内外の団体が本番当日使用するなど、フェスティバルにおいて効率的に使用するものであります。

また、国民文化祭終了後は藤岡市民太鼓が太鼓の演奏を通じて市のピーアールを行うとともに、市民太鼓3期生の募集を行い、より多くの市民の方に太鼓に親しんでいただくなど、太鼓を通じた人づくり、地域づくりのために利用していく予定であります。国民文化祭を契機に芽生えた新たな文化を育てていくためにもご理解を賜りますようお願いいたします。

本議案の契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び藤岡市契約規則第21条第1項第2号の規定に基づき、楽器としての品質、耐久性に優り、メンテナンスが容易な製造から販売まで一貫して取り扱っている株式会社浅野太鼓楽器店と随意契約の方法をとらせていただき、6月7日に仮契約を締結しております。購入する太鼓の総数は、大太鼓を含めて44台、契約金額は2,185万円となっております。

また、追加議案となった理由につきましてご説明をさせていただきたいと思いますが、市民太鼓の今後の活動における編成を考慮するとともに国民文化祭、全国太鼓フェスティバルに参加する団体のうちから、藤岡市で購入する太鼓を借用したいとの希望もありましたので、参加団体の使用する太鼓の調整等に時間がかかってしまいました。また、内定団体が確定しましたのが4月25日で、内定団体との連絡調整に時間がかかり、当初の議案提出に間に合わなかったのでありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、提案理由といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

新井雅博君。

- 1 6 番（新井雅博君） 議案第50号の備品購入契約の太鼓ですけれども、なかなか太鼓の金額というのが私ども平素なじみがないものですから、この機会にちょっと4ページにせっかく明細があるのですけれども、1台当たりの金額ということぜひこの機会に教えていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

議長（木村喜徳君） 企画部長。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） お答えいたします。

まず最初に、桶胴太鼓でございます。3尺2寸につきましては定価でございますが13万5,000円ということになっております。これを契約では予定価格といたしまして1台80万円ということでございます。それから、その下に来るのは一応水平台とかということで太鼓ではございませんので、省略をさせていただくということでご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、1尺8寸の英哲でございますけれども、25万円に対しまして17万円でございます。

続きまして、これは附締太鼓でございますけれども、11万3,000円に対しまして8万円でございます。

長胴太鼓につきましては、95万円に対しまして67万円でございます。

長胴太鼓のケヤキ1尺6寸につきましては、68万円に対しまして47万6,000円でございます。

最後に、長胴大太鼓でございますが、1,400万円に対しまして1,100万円でございます。

以上で回答とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

大戸敏子君。

- 2 2 番（大戸敏子君） これだけの太鼓を収納するのは場所も要ると思いますが、どこへ収納する予定ですか。

議長（木村喜徳君） 企画部長。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） お答えをさせていただきます。

大太鼓につきましてはみかぼみらい館に保管いたします。他の太鼓につきましては市民太鼓の練習会場になっております市民ホールに保管していきたい、このように考えております。

以上、お答えといたします。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

青柳正敏君。

- 1 4 番（青柳正敏君） 今後の活用法という中で今、説明を受けたわけですが、先ほど価格を聞きまして自分でも驚いたのですけれども、長胴太鼓、唐木4尺1寸、これが1,400万円で、実際ということになりますと1,100万円ということですが、こういった金額の太鼓が本当にこの藤岡市民のこれからのいろいろな活用もあると思いますし、こういった教育、地域、文化というものを育てるという面も理解できないわけではないのですけれども、大変な金額で驚いたのですけれども、この太鼓をどうしても必要とするという理由をもう少し細かくお教え願いたいというふうに思います。よろしく願います。

議長（木村喜徳君） 企画部長。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） お答えいたします。

この読み方なのですが、「とうぼく」というような読み方だそうございまして、日本の木ではなく輸入してくるということの特別の木というふうに承っております。これが4尺1寸ということでございまして、1メートル30センチ、非常に大きなものでございます。この太鼓につきましては今回演奏するに当たりまして企画させていただきました中の一番大きな太鼓でございまして、どうしてもこの太鼓につきましては必要であるということの中で購入をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 青柳正敏君。

- 1 4 番（青柳正敏君） 今、説明を受けたわけなのですが、いずれにしてもちょっと金額的に大変な額だというふうに思います。これが果たして本当に市民に受け入れられるのかということも考えなければいけないかと思っておりますけれども、全国にはいろいろな太鼓の文化というものが地方地方いろいろな形で今も生きているというふうに思うわけですが、こういった唐木太鼓、こういったものを他のそういった地域から借入れをするというようなことについて検討がされたのかどうかということをごぜひお聞かせ願いたいというふうに思います。よろしく願います。

議長（木村喜徳君） 企画部長。

企画部長（田中信一君） 自席からお答えをさせていただきます。

先ほどもお答えをさせていただきましたが、非常に大きな太鼓でございます。これの輸送につきましては非常に時間と金額がかかるわけでございます。これらのことを考慮させていただきますまして、今回藤岡市としても必要だし、他の所から来てぜひお貸ししたいという形の中で購入をさせていただきます、このフェスティバルが成功のうちに終了できれば、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

議長（木村喜徳君） 青柳正敏君。

- 1 4 番（青柳正敏君） 輸送等というようなことも自分でもわかります。また、太鼓というような中で破損というようなことも起きるといった可能性も考えられるわけですが、輸送とか、そういったことを心配するのではなく、やはりこれから藤岡市におきましても博物館等の計画がありますけれども、そういったときの一つの企画としましていろいろな地区からいろいろな形の中で協力をいただき品物を借りる、そういった輸送というものを考えたときに、輸送が大変だからとか輸送が厳しい、そういうようなことの中でこれだけの金額のものを買わなければならないのかということについては大変疑問を持つものでありまして、どうかいろいろな地域文化というものがある。そういう中で、太鼓というものを伝統として引き継いでいる地域もあると思いますので、そういった所とぜひ交渉していただき、また輸送等につきましてはいろいろな保険等もあると思いますし、そういったことも十分に検討した中で、どうしてもそういうのがかなわないというようなことであれば仕方がないかもしれません。いずれにしても1,100万円というものを国民文化祭、今後についての活用法がどういう形でなされるかわかりませんが、やはり市民的感覚からいってこれは考えなければならない数字ではないかというふうに強く思うわけでありまして、もう一度この借入れ等について検討する用意があるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

議長（木村喜徳君） 企画部長。

企画部長（田中信一君） 提案理由の説明の中でお答えをさせていただいたわけでございます。より多くの市民の方に太鼓を通して親しんでいただく。また、地域づくりのためにも使用していくということで考えておるわけでございますし、またこれを今のお話のようにしていくという考え方につきましては現段階ではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

吉田達哉君。

- 2 3 番（吉田達哉君） 議案第50号について質問させていただきます。

今、提案理由の説明から、その他数名の質疑の中で大体どんなものなのかということがわかってきました。一つだけちょっと聞きたいのですけれども、3尺2寸とか1尺8寸というのは太鼓の直径なのですか、それとも長さなのですか、それを1点お聞かせいただきたいと思います。

それから、この太鼓の予算計上について、今年3月の予算委員会の中でも何点か質問をさせてもらった経緯があるのですけれども、予算を組む関係上、昨年うちにこの国民文化祭で藤岡市が太鼓をやるということで決まって予算計上をしてきている流れになっていると思うのです。この提案が最終日になって遅れたことについてはいろいろな所と調整をとりながらということなのですから、できたら、今、いろいろな質問を聞いていますと初日にももしこの議案が提出されていればある程度の調査、または研究、自分なりにいろいろ聞いてみるとかということができないのではないかと思います。きょう来てみて、朝いきなりこの机の上に置いてあって、さあ議決しろと言っても、執行部の方の都合はわかりましたけれども、我々議員としてもなかなか即座に2,185万円という大きな額を議決するということは、その場でいきなりどうだと言われてもなかなか難しい部分があって、今、いろいろな議員がみんなそれぞれ質問していることだと思うのです。国民文化祭ということでありまして、議運の中で取り扱いということで、そのときに一言二言言ってもよかったのですけれども、重要なことで、これで議決が遠のいてしまうと事業の方の遅れも心配されますので、その辺はすっと今議会にけることで私も議運の中で了承したのです。次の議案もそうなのですから、何分こういったものが事前の調査も何もできない。専決処分などについては突発的なものでわかるのですけれども、こういったものについてはもう少しきちんとした形の中で上程をしていただけると我々もスムーズな形で審査、それから議決に加われるというふうに感じるわけです。この辺について今後こういうことがないようにしていただきたいのですが、一番先に質問した3尺2寸とかという長さ、これが太鼓の直径なのか、それとも長さなのか、この辺についてお聞かせいただきたいと思いません。

議長（木村喜徳君） 企画部長。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） お答えをさせていただきます。

直径ということでご理解をいただきたいと思えます。

議長（木村喜徳君） 暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時20分再開

議 長（木村喜徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（木村喜徳君） 三好議員より本会議に出席したい旨の許可をもらいたいという申し出がございましたので、それを許可いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

（1番 三好徹明君入場、自席に着席）

午前11時22分再開

議 長（木村喜徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（木村喜徳君） 企画部長。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） お答えをいたします。

ただいまことに申しわけなかったです。3尺2寸の長さでございますけれども、165センチでございます。また、4尺1寸につきましては180センチでございます。また、追加議案の提出の関係でございますけれども、先ほども提案理由の説明の中でも説明をさせていただいたわけでございますが、今後このようなことのないように努力をしていくつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議 長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 太鼓のことですけれども、大分台数が増えてきていると思いますが、市で購入する太鼓についての管理基準等は今、どのようになっているのか質問いたします。

議 長（木村喜徳君） 企画部長。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） お答えをいたします。

今後の管理等につきましては、ただいま市民太鼓等が編成をされております。今後は市民太鼓の皆さんに管理運営等をしていただくという今後の考え方としていければいいということで、現在検討はさせていただきますけれども、今後の課題として十分検討していきたい、このように考えております。

以上でございます。

議 長（木村喜徳君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 今の話ですとこれから検討だと思いますけれども、ただ1品備品1,000万円を超えるこういったかなり高価なもの、こういったものを管理するに当たって、市として責任ある管理体制を組みませんといろいろな面でのトラブルが発生したときにやはり市民に負担をかけてしまうケースが出てくると思いますので、この辺について早急な管理、そういった規定をつくるようになるべく早めにやっていただいて、議会の方に報告していただければと思いますが、よろしくお願ひいたします。

議 長（木村喜徳君） 他にご質疑願ひます。

佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） この太鼓の件なのですけれども、国民文化祭に向けていろいろとこれを成功させるために藤岡市は今、いろいろ準備をしていると思うのですけれども、その辺の進捗状況についてまず最初にお伺ひいたします。

議 長（木村喜徳君） 企画部長。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） お答えをいたします。

藤岡市の太鼓の関係につきましては上杉の関係、あるいは市民太鼓の関係でございますけれども、市民太鼓の関係につきましては市民ホールを使いまして練習をさせていただき、これの出演に向けて努力をさせていただいておりますということでございますので、よろしくお願ひいたします。

議 長（木村喜徳君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） この国民文化祭、今回は16回目ということで、今回群馬県が担当ということでやっておられるのですが、藤岡市は太鼓フェスティバルということですが、他の自治体はどのようなことをやるのか、その辺についてわかれば教えていただきたいと思ひます。

それから、今回太鼓フェスティバルを行うに当たり実行委員会負担金として1,100万円ほど、プラスこの太鼓の購入で約2,100万円、かなり藤岡市が市の単費として出しておられるわけですが、他市についてもどの程度どのようなことをして、どの程度の支出をしているのか、わかる範囲で結構ですので、その辺についてお聞かせください。

議 長（木村喜徳君） 企画部長。

企画部長（田中信一君） まことに申しわけないのですけれども、他の市の行事の関係、それから他市の一般会計からの持ち出し、その辺につきただいま資料がございませんので、まことに申しわけないのですけれども、ひとつお願ひしたいと思ひますが、よろしくお願ひいたします。後でよろしいでしょうか。

議 長（木村喜徳君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） これは先ほどの吉田議員の質問に関連してきたのですけれども、招集告示日に間に合うように議案を出していただければ我々も担当課の方に行っているいろいろなところから調査もできるし、そうすればそうすることによって執行部側もいろいろその辺についても資料をそろえておいて、そうすることによってこの本会議場でいろいろな議論がなされるか、そういう意味合いで 田議員はそういうふうに言ったのかというふうに思いますけれども、全くそのとおりなので、なかなか議論が議会側と執行部側でなされないという結果にもなりますので、今後についてはその辺も十分検討していただいて対応していただくようお願いいたします。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

笠原史嗣君。

10 番（笠原史嗣君） 市民太鼓実行委員会が編成されまして、今、週2から3ぐらいの練習を上杉さんの方で教えていただいていることと、2期生も募集して120人ほどのメンバーがいっぱいあるわけです。ほかの所にもいろいろ出ていまして活動を私も見ているわけなのですけれども、今回国民文化祭は11月4日に開かれまして、藤岡市民太鼓ということで太鼓フェスティバルに出るわけです。とにかく先ほどの茂木議員の質問にも関連するのですけれども、今後の管理体制、管理委託を任せる。ただ、その市民太鼓の組織が会長をはじめ決まってはいると思いますが、11月4日を目標にやって、それで燃え尽きてしまう人もいると思うのです。その後が大事だと思うので、やはり11月4日がスタートになり、その後藤岡市に太鼓文化を根づかせるということが一番の使命だと思うのです。その辺については行政側があまりどうこう言うことはないかと思いますが、その辺に対しての意識とか、その辺の部分についてどういう形で行政側は伝えていくのかをちょっとお聞かせください。

議長（木村喜徳君） 企画部長。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） お答えいたします。

先ほども茂木議員の中でお答えをさせていただいたわけですが、今後の関係につきましても先ほど説明をさせていただいた中で、いわゆる国民文化祭の終了後におきましても3期生を募集していきたい、このようにも考えておりますし、また市民に親しまれる太鼓団体としての活動もしていくのでございますので、今後はまた使用頻度も多くなっていく、このように思いますし、市民太鼓以外の市民の方にもますます広域上も必要になってくるのではないかと、利用されるのではないかと、このようにも考えておりますので、今後ともひとつよろしくご指導、またお願いをしたい、このように思っております。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 笠原史嗣君。

10番（笠原史嗣君） ありがとうございます。実行委員会を組織していますので、そのところでよくその部分は十二分に練っていただきましてやっていただきたいと思うのですが、今回藤岡市がたまたま上杉が全国に出て行って賞を取ったりとか、そういうものがありますので太鼓ということがあったのかと思うのですが、例えば藤岡市には昔から伝統的なものがあります祇園祭の中で山車があったり、しばらく前の10年前に出た浅間様のおみこしもあって大変すばらしい宮みこしもあるわけです。だから、今回太鼓に対するお金は行政から出ていまして、ほかのものに対して、ではこれも例えばそういうものがあれば出せるのかという話も出てくると思うのです。その辺についてはそのときそのときの判断でいいと思うのですが、今回太鼓というものをまるっきり市民団体に任せるとするのは私はいいことだと思うのです。

ただ、今回の議決部分を含めていくとそのところに対してかかっているお金が全部で約3,000万円弱あるわけです。実行委員会には1,000万円ぐらいのお金が投下される。その部分はある程度消費されていくものですが、太鼓は残っていったら、例えばそのところに対して年間的に幾らかでもその会にこちらが貸す。行政側の観念のもとでそっちに貸すのだとか、ある程度その部分を明確につくっておいた方が今後ほかの団体からもいろいろな形で来たときにも、例えばそういう部分でただ市が買い与えたものは民間団体がどんどん使えますよというのでもいいかもしれませんが、今後ほかのいろいろな各文化があると思うのです。音楽文化であり、例えばそういうお祭りの文化であり、芸術の文化であり、そういうところに対して一貫に統制をとっておかないともるもろが全部いいですよいいですよというわけにもいかないとは私は考えるのです。その辺の部分も十二分に実行委員会に任せるのもいいのですが、実行委員会の中には行政側も入っているわけですから、そういう部分を議会の方は別に入っていないので、そういう形でぜひとも要望としてそういう形のもので、市民にも広くわかりやすいような形の市民団体が活動していく後のことをよく今から練っておかないと終わってから練るのではなく、今からその部分を大前提にして練っていただく。プラス今回の11月4日を迎えて、それに感動した市民の人たちがもっともっと市民太鼓の方に入っていったら、県内外にその文化をもっと根づかせるような形で発信できるような形に持っていっていただきたいと私は考えますので、その辺を十二分に実行委員会の方に落としていただき、お話を決めていただきたい、こう考えますのでよろしく願いいたしまして、要望ということですが、一言いただければそれでお願いいたします。

議長（木村喜徳君） 企画部長。

企画部長（田中信一君） お答えいたします。

先ほど茂木議員の方からも質問がありまして、将来的な備品の管理運営というようなお話が出ました。私の方は将来的には、いわゆる市民太鼓の方をお願いをしていくというお話をさせていただきました。結果的には今の段階におきましては藤岡市の備品としてももちろん管理はしていかなければならない。将来的にはそういうような方法で、一応市民団体の方をお願いをしてきちんとした形の中で運営をしていただくということ、これがよろしいのではないかとということで、ちょっと言葉が足らなかったものですからつけ加えさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

大戸敏子君。

- 2 2 番（大戸敏子君） もう3期の募集もあるということですし、現在100人からの団員がいると思いますが、これは定員は決めないでどんどん増やすのでしょうか。増やした場合に太鼓はどんどん備品として購入していくのかとちょっと思うのですけれども、市でもっと太鼓の購入も増えるということもあるのですか。

議長（木村喜徳君） 企画部長。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） お答えいたします。

今までは1期生、2期生ということで募集をさせていただきまして練習を重ねてまいりました。しかし、その中におきましてはいろいろな事情によりましておやめになっていく方もおるわけでございます。そうした中におきまして当初の練習等につきましては、いわゆる自動車のタイヤ等を使ったり、あるいはほかのものを使いまして練習等をしておるのが実情でございます。現段階においては、この台数を増やすという考えは持っておりません。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

三好徹明君。

- 1 番（三好徹明君） 私事で欠席届を出しましたが、裁判が意外と早く終わりましたので議会に出席させていただきました。

今、来まして、私に来るまでにさまざまな議論がされていたと思うのですが、私も追加議案でこのような大きなものが出ているというのは、今、初めてここへ来てびっくりしたわけなのですが、多少ダブるところがあるかと思うのですが、ちょっと何点が質問させていただきます。

大小合わせて44台という大量の太鼓の数でありますけれども、今後市民太鼓が大編成

によって継続的にお祭り、あるいはさまざまなイベント等に長期的な計画のもとにこの44台という数字をはじめ出して購入を決めたのかどうか。それともとりあえず国民文化祭があるので、それに間に合うように派手にやろうではないか、そういうような計画性があるのかないのか、それをまず1点お聞きしたいと思います。当然計画性ということは、今後年にどれほどの支援をして市民太鼓のイベントをやっていくのかということです。

2点目として、市は市民太鼓、管領太鼓に対して補助金を出しております。これは私の聞き及んでいるところでは、市民太鼓はさまざまな各地のフェスティバルであるとかコンサート、あるいはそういうところに出演して出演料をいただいているように聞いております。そうしますと、藤岡市が公金を使って援助しているわけですが、市民太鼓が出演料をいただいていることの整合性について2点目にお伺いしたいと思います。

議長（木村喜徳君） 企画部長。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） お答えいたします。

11月4日に国民文化祭が開催されるわけでございます。場所といたしましてはみかぼみらい館を使用いたします。みかぼみらい館で使用するところの最大限のものという形の中で、とりあえずテーマも藤岡市とすれば決まっておるわけでございます。そこで活動ができるだけの太鼓を購入させていただいたわけでございます。平成11年度におきまして22台を購入いたしておると思います。今年度44台を購入いたしまして、平成13年11月4日に開催される国民文化祭にこれを利用いたしまして演奏をさせていただき、こういうことになっておりますのでよろしくお願いたします。

また、2番目の市民太鼓の関係につきましては、ただいま出演料云々というお話でございますけれども、それについてはちょっと私の方も取っていないのではないかとこのうふうに思っているのですけれども、はっきりしたお答えができませんが、まことに申しわけないと思っておりますけれども、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 三好徹明君。

1番（三好徹明君） 国民文化祭においてみかぼみらい館のステージをいっぱい使って大迫力の太鼓の演奏をしようという参加の趣旨はわかりました。その後、64台の太鼓が何年に一遍か起きるイベントであるとかそういう大きなお祭り等について使う。その間は眠っているわけです。これは64人とそれをフォローするための人員は恐らく100人以上を超えると思います。そうすると、毎年この百数十名の方々に対して市民太鼓が自主的運営で、ある一定のレベルを保っていくということは不可能でありますから、当然のこと、市が今までの補助の金額ではなく、もっとたくさんの補助をしていかなければある一定のレベル

を保つことは不可能だと私は素人考えでそう思うのです。ですから、そういう見通しのもとに次年度予算化をして、市民太鼓を藤岡市のオーケストラのようなメインイベントとして育成する考えがあるのか。そういう考えがあるから六十数台もの太鼓をそろえて対応していこう。計画的にしているのかどうか、その点を私は聞きたかったわけです。国民文化祭に一回こっきりのイベントに64台をそろえて、それで終わればおしまいだ。後の太鼓の管理、その他はみんな市民太鼓の方で適当にやってくれるだろう。悪く言ってしまうと使い捨てみたいな有効に利用できないではないか、そういう計画性をきちっと立てた上で太鼓を購入してやっているのか、その辺の企画部にそういう計画なり企画があるのだと思うのです。そうしなければまた使われもしないほこりをかぶった太鼓はどうしたのだということになるのです。それを聞いているのです。国民文化祭のために買う、それはわかります。その後のことです。それを答弁していただきたいのです。

それから、確かに出演料をもらっているということは、私は管領太鼓が発足して各地に出演依頼を受けて行っているけれども、これはボランティアではとてもできないわけです。市の補助金だけでもできないのです。ですから、1回の出演料を幾らということでもらっていることを私は聞いています。市として補助金を出す団体に対して、その辺のところをきちっと精査していないでわからないという答弁はちょっと納得いかないのです。なぜ把握しようとししないのか、あるいは関心を持たないのか、もう一度その2点を質問いたします。

議長（木村喜徳君） 企画部長。

企画部長（田中信一君） 先ほども三好議員が来る前にお答えをさせていただきました。ただいまのことで行きますと市がその後において何もしておらないというふうな質問でございますけれども、第3期生を募集したり、いろいろな形の中で市民に親しまれるところの太鼓団体として将来的に向かっても活動していただくのですよという回答もさせていただいております。そういうことをご理解をいただきたいと思ひますし、先ほどは市民太鼓について謝礼はどうなっているのだというふうに最後にまとめたものですから、市民太鼓についての謝礼はもらっておりません。だけれども、そのほかの細かいことについてはお答えができなくてまことに申しわけないということで回答させていただいたわけでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（木村喜徳君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 私がいつも重箱の隅をつつくとか、いろいろ評論家だとか、さまざまなことを言われております。それはそれで結構です。どうとられようと構いませんが、私は市民の代弁者としてここに立っております。私が疑問を持つことは私を支持してくれている、ここに送り込んでくれた支持者の人の声を反映させるわけです。だから、重箱の隅をつ

こうが評論家であろうが、それに対して答える義務があるのが執行部だと思うのです。そのようなきちとした計画を立てて、64台の太鼓が今後年間どのくらいの稼働率で市民に太鼓の音を聞き、太鼓の演奏を聞かせ、そして市民が我がまちには立派な文化があるのだ、芸能があるのだということで支持を受ける、了解を得る。そのためにはきちとした計画があって、そしてそれに対しては年間どのくらいの補助が必要なのだと事業計画を立てるときは完全にそれが必要なのです。ららん藤岡をしたときもきちとした計画を立ててやったではないですか。うまくいったかいかないかは別として、そういうことを提示して説明するのならわかるけれども、何もなくてんづけこういうふうに戻って来たって納得できない。今後このようなことがないようにということは耳にたこができるほどここで言っていました、今後このようなことのないようにひとつよろしくお願いします。

議 長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第50号備品購入契約について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（木村喜徳君） 起立多数であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

第7 議案第51号 備品購入契約について

議 長（木村喜徳君） 日程第7、議案第51号備品購入契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 新井千文君登壇)

総務部長(新井千文君) 議案第51号備品購入契約についてご説明を申し上げます。

本議案は、消防ポンプ車の購入について、地方自治法第96条第1項第8号及び藤岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

今年度購入予定の消防ポンプ自動車は、美九里地区三本木の第8分団及び上日野地区鹿島の第9分団に貸与する予定でございます。消防車の購入の目的は、年数を経過し、稼働力の低下した車輛を入れかえし、消防団による消火活動の充実を図るものでございます。本議案の契約につきましては3業者を指名し、去る6月7日に入札した結果2,933万7,000円で株式会社モリタ東京支社が落札し、同日に仮契約を締結しております。なお、追加議案となりました理由につきましては、補助金の内示が6月に入りまして通知がありまして、内示前に入札執行ができなかったために追加議案となったわけでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(木村喜徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

吉田達哉君。

23番(吉田達哉君) 議案第51号備品購入の件について質問させていただきます。

消防ポンプ車が老朽化して稼働力が落ちてきたのでということで内容はわかったのですが、この契約の相手方の件についてちょっと質問させていただきたいと思うのですが、過去10年、消防ポンプ車を何台か購入していると思いますけれども、ここ10年ぐらいでこういった会社に幾らぐらいで落札してきたのかご報告をいただきたいと思います。よろしく願います。

議長(木村喜徳君) 総務部長。

(総務部長 新井千文君登壇)

総務部長(新井千文君) お答え申し上げます。

現在、過去10年というふうに聞かれたのですが、10年分の資料がちょっとこちらにないので申しわけないのですが、前回が同じモリタという会社でございます、前回につきましては平成11年3月に議決をいただきました第6分団、第7分団の2台ということでございます。この2台同時に買うというのは、国の零細補助金の切り捨て等がありまして、500万円以下の補助金が見つからないということで、1台では補助金が見つからないので2台まとめてこうした形で入札をさせていただいております。10年間のものにつき

まして、ちょっと担当課の方と連絡をとりますのでお待ちください。

議 長（木村喜徳君） 暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時57分再開

議 長（木村喜徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（木村喜徳君） 総務部長。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 先ほどのご質問の関係でございますが、前回につきましては指名した業者が4社ということで、株式会社佐藤工業所、温井自動車工業、株式会社モリタと日本機械工業の4社でございます。落札金額が2,824万5,000円でございます、これは2台分でございます。

それから、今回は議案に提案してございますけれども、指名したのが佐藤工業所、温井自動車工業、株式会社モリタで、落札金額は議案に書かれているとおりでございます。

また、過去10年間ということでございましたけれども、前のものは消防団事務がこちらへ移る前のものでございますので、ちょっと時間かかりますので、後ほどわかり次第お知らせをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長（木村喜徳君） 吉田達哉君。

23番（吉田達哉君） 前回に引き続き今回もモリタ東京支社というところが契約の相手方だということで、その辺については理解したのですが、10年ということでお聞きしたのですが、これについては10年間どことこの分団に車両が配備されたという実績がわかれば、この車の老朽化というか購入してから何年ぐらい経ったのかということがわかるということで、その目安としようと思って10年ということをしたのです。

消防自動車の場合、有事の際に出かけるということで、距離数、エンジンだとかそういうところについてはそれほど老朽化はしていないのではないか。そういった中で、このところにも明細ということでいろいろと本体のほかにも真空ポンプだとかサーチライトだとか発電機だとか赤色点滅灯だとかというのが書いてありますから、こういう備品についても老朽化をするからやむを得ないのかというような気もするのですが、我々も乗用車を買いかえる一つの目安としては大体10年、10万キロちょっと超えたかということだと思うのですが、こういう緊急自動車の場合、もし大分年数が経っていて、いざというときに出勤ができないなどということになると困るわけなのですが、走行距離とかは走らない関係上、大体どのくらいを目安にこれをかえようとするのか。本体

の走行距離だとかエンジンの調子によってかえるのか、それともいろいろな設備がついて
いますけれども、こういうのがだんだん傷んできたりするのでかえるのか、その辺につい
てちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長（木村喜徳君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） お答えを申し上げます。

消防自動車の配備の状況でございますけれども、現在全部で9台、9分団ということで
ございまして、平成11年までに新型車両にかえたところが4、2、5、6、7と5台分
がございまして。それから、今回2台、8分団、9分団ということでそれで7台になります
ので、前の古い型、いわゆるボンネット型の消防自動車につきましては残るのが1分団と
3分団ということで、配備計画では平成15年度にこの2台を購入して、すべて新型車両
に切りかえをしていきたいという計画でございます。

それで、ご指摘の設備の関係でございますが、どうしても消防自動車につきましてはご
指摘があったとおり緊急時に故障したというわけにまいりませんので、10年を超えたも
のにつきましてこちらでチェックしまして、必要があれば切りかえをしていきたいという
考え方でございます。今回8分団、9分団につきましては8分団が12年、9分団が11
年でございます。9分団につきましては日野の山間部ということでかなり距離数も乗ると
いう関係もありまして、また他の設備もやはり十何年経ちますとそれぞれ傷んでくるとい
うこともありまして、それを使用するよりも新たにした方がいいという判断のもとに今回
のような形になったわけです。どうぞよろしくをお願いします。

議 長（木村喜徳君） 吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） 今、大体説明を聞いたのですけれども、自分の思うにはやはり走行距離だ
とか、そういうのが車の老朽化には一番重要なものなのかというふうに思うわけです。そ
ういう観点から、これは結構高額な車なのでメンテナンス等をよくしていただいて、もし
それに伴うホースだとか、そういうのが老朽化してだめだということであればそういうもの
を買いかえて、なるべく車本体の寿命をもたせてあげるような方向で取り組んでいただ
ければ、10年と言わず20年経った車が諸外国へ行くと一昔車が輸入をされて、元気にど
んどん中国でもどこでも走っているという姿を見ますので、日本の車の技術というのは世
界でも有数だということは全世界的にも認めているわけですから、きちんとメンテナンス
さえしてあげれば一番お金のかかる本体、そういった部分については延命策というか、な
るべく長く乗れるのではなかろうか、そんな関係できちんとメンテナンスをして少しでも
長く乗っていただいて、壊れた部品についてはその都度どんどん取りかえてもらうとい
うような管理をしていただけるように要望して、終わります。

議 長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第51号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第51号備品購入契約について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査の申し出の件

議長(木村喜徳君) 各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

閉会中継続調査申出一覧表

委 員 会 名	件	名
総務常任委員会	1. 市税の適正課税について 2. 市有財産の管理状況について 3. 行政財政の実態について 4. 市行政の総合計画について	
経済建設 常任委員会	1. 農業振興対策について 2. 中小企業振興対策について 3. 商業振興対策について 4. 観光施設の整備拡充について 5. 道路及び橋梁整備について 6. 公営住宅事業について 7. 下水道施設の整備拡充について 8. 上水道施設の整備拡充について	
教務厚生 常任委員会	1. 学校整備状況について 2. 社会教育施設の充実について 3. 社会福祉施設の充実について 4. 交通安全施設について 5. 環境衛生施設の拡充について 6. 国民健康保険の実態について	
議会運営委員会	1. 議会の運営に関する事項 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 3. 議長の諮問に関する事項	

字 句 の 整 理 の 件

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。会議規則第43条の規定に基づき本会議の議決の結果、その条項・字句・数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任

されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

市長 あいさつ

議長(木村喜徳君) この際、市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長の登壇を願います。

(市長 塚本昭次君登壇)

市長(塚本昭次君) 平成13年第3回藤岡市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会は、6月5日の開会から本日まで10日間にわたり開催され、議員各位におかれましてはご多忙中のところ多数の重要案件につきまして慎重審議をいただきまして、ご決定をくださいましてまことにありがとうございました。今後とも議員各位から賜りましたご意見、ご提案を行政運営と事業の推進に反映していきたいと考えております。このことは市民生活に最も重要なことでございますので、そうした考え方のもとにまた努めるつもりでございます。

議員各位におかれましては健康に十分ご留意されて一層のご活躍をいただきますようご祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

閉 会

議長(木村喜徳君) 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成13年第3回藤岡市議会定例会を閉会いたします。

午後0時8分閉会